年末年始における路上工事抑制のお知らせ

宇都宮国道事務所が管理する国道４号・新４号国道・国道５０号の全線において、年末年始の円滑な道路交通を確保するために、車線規制を伴う路上工事を抑制します。

【工事抑制期間】**平成27年12月23日(水)朝7時から**
平成28年　1月　4日(月)朝7時まで

【抑制対象工事】**車線規制を伴う車道上の工事**

【対　象　区　間】**国道4号・新4号国道・国道50号(下図参照)**

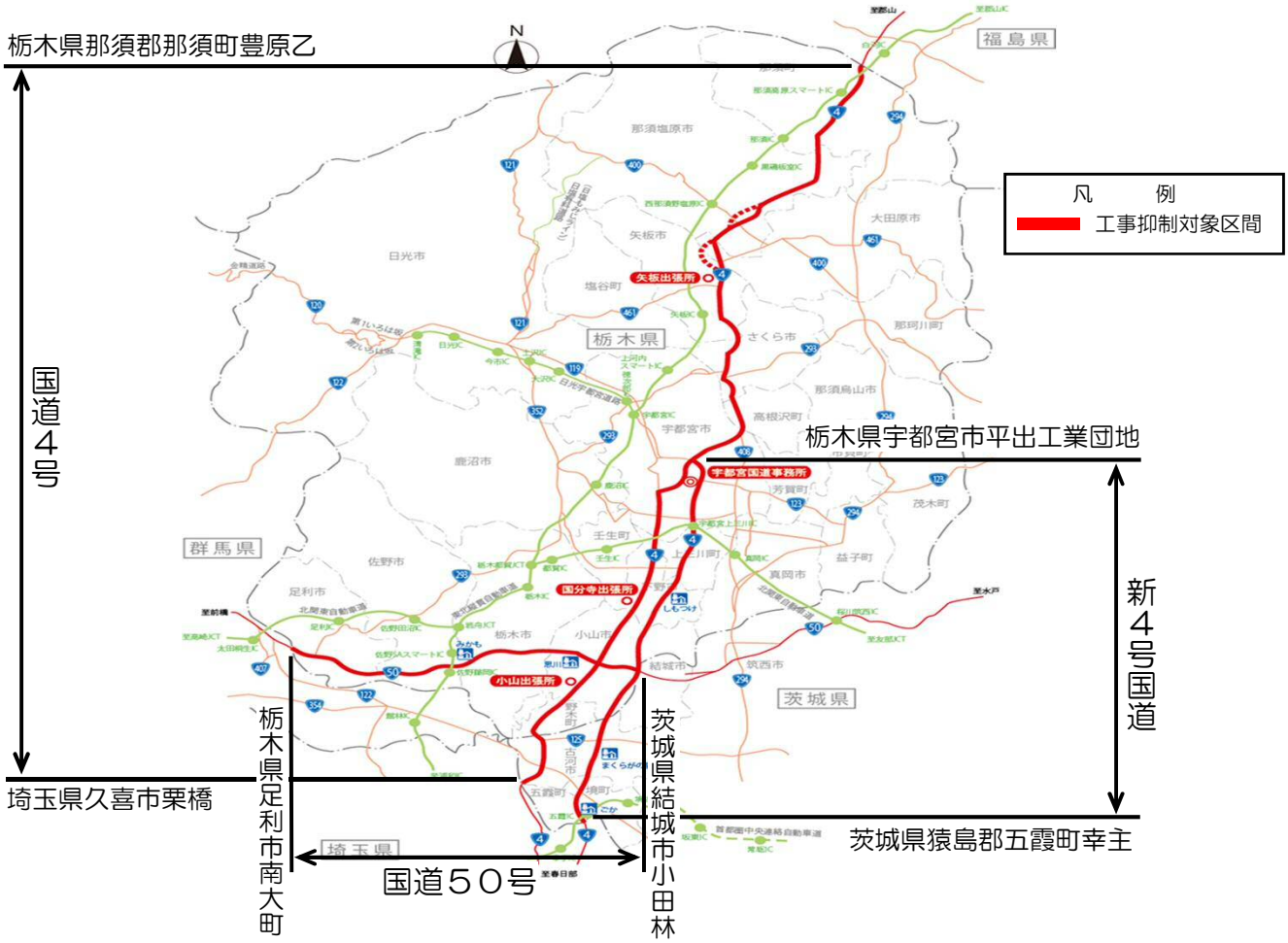

★なお、緊急的な作業や規制を伴わない工事は実施する場合があります。
①経常的な維持作業（道路管理上やむを得ない作業、除雪など）
②常設作業帯内の工事及び交通規制を伴わない工事
③道路の損傷、水・ガス漏れなどに対する緊急工事
④安全確保の観点でやむを得ない工事（交通事故に伴う損傷復旧工事など）
⑤ライフライン（電力・通信など）の供給または取替工事等により、やむを得ないと認められるもの
⑥道路施設の点検等でやむを得ないと認められるもの

★問い合わせ先：宇都宮国道事務所　管理第二課（ＴＥＬ　０２８－６３９－５２５６）